

若者活用空き家対策モデル事業運営業務委託仕様書

1 業務名称

若者活用空き家対策モデル事業運営業務

2 業務目的

次世代を担う若年層に、空き家の現状を知る機会を提供するとともに、地域の空き家に対する意識を高め、興味をもってもらうため、県内の大学生等を対象とする地域の空き家の実態や利活用事例の見学会、実際に現場でD I Y体験会などを開催。また、空き家になる前から「住宅を空き家にしない」との意識醸成を図るための動画制作を行う。

3 委託期間

契約締結の日の翌日から令和9年3月19日（金）まで

4 業務内容

(1) イベント開催

勉強会、見学会・座談会、体験会及びワークショップの概要	
内 容	①勉強会（学生の動画作成に向けての勉強会等、講師：受注者） ②利活用事例等見学会・座談会（講師：周南市職員を想定） ③体験会（座学、D I Y体験会等、指導者：県内教授級1名を想定） ④ワークショップ
対象者	周南公立大学の学生（参加予定人数 12名程度）、引率教員1名
時 期	令和8年度6月頃～11月頃を想定 ①4回程度：90分程度/回 ②1回程度：270分程度/回 ③座学1回程度：90分/回、体験会2回程度：180分程度/回 ④2回程度：90分程度/回
場 所	①周南公立大学構内を想定 ②周南市内を想定 ③座学：周南公立大学構内、体験会：周南市内を想定 ④周南公立大学構内を想定

ア 運営業務

- ・会場調整等。（会場は県、周南市、周南公立大学と調整すること）
- ・進行管理業務。（司会進行等、講師との調整、学生の移動計画と手配を含む。）

イ その他の業務

- ・事業実施にあたって必要な運営、備品及び要員等の手配。
- ・各イベントの資料作成等（周南市、大学等と調整すること。）
- ・各イベントにおける学生等の保険加入を含む（大学等と調整すること。）

- ・③の体験会については、県、周南市、周南公立大学と調整すること。体験会で必要な材料費や指導者の報償費や経費等についての支払いを含む。(約50万円を想定。)

(2) 学生の報告会兼空き家講演会開催

報告会兼講演会の概要	
内 容	イベントに参加してきた学生による報告会、「居住支援に係る空き家利活用」をテーマにした講演会（講師1名程度）
対象者	周南公立大学の学生及びその家族、県民（80名程度想定）
時 期	令和8年12月頃（2時間程度）
場 所	徳山駅前賑わい交流広場 交流室2を想定
方 法	報告会、講演会共現地の参加のみ

- ア 募集・集客にかかる業務（チラシ等企画・作成、参加者とりまとめ等含む）
- ・募集案内用チラシのデザイン及び印刷。県内各所に設置すること。
 - ・周南公立大学の学生への周知方法については、大学と協力して行うこと
 - ・県内の商工会議所や商工会などの支援機関、建築や不動産取引の業界団体など、周知効果が高いと思われる団体等に対して、チラシ等を送付するなどし、周知を積極的に行うこと。
 - ・専用サイト作成、Webでの事前申込の受付、管理。(受付フォーム作成・管理、参加者への連絡調整を含む)
- イ 運営業務
- ・会場の設営・撤収等。(会場使用に係る支払いを含む。)
 - ・進行管理業務。(受付・司会進行、音響・照明・映像に係る機材等の手配や当日の操作、講師との調整等を含む)
- ウ 講師依頼業務
- ・講師への講演料・交通費等の支払い。当日のアテンド。
 - ・講師への講演の打診を業務に含む。(居住支援に係る空き家利活用に関して実績等のある集客の期待できる講師)
- エ その他の業務
- ・事業実施にあたって必要な運営、備品及び要員等の手配。
 - ・講師用控室、お茶及びステージ上の水等の手配。

(3) イベント等開催に係る共通事項

- ア イベント及び報告会兼空き家講演会は、県・周南市・周南公立大学等との関係者と調整して行うこと。イベント運営業務の実施にあたり、履行期間内における業務遂行に携わる十分な人員を配置・確保すること。

イ イベント及び報告会兼空き家講演会開催に係る、集客のための広報費用、会場使用料・設備費、講師等の報償費・旅費・宿泊費などの費用は委託業務に含むものとする。

(4) 動画による普及啓発等

ア 動画制作等

(ア) 学生がショート動画等を作成し発信できるよう企画・編集するとともに（学生への指導等含む）、学生のイベント等の活動の様子を随時 Instagram（アカウント：やまぐちリカツ部）を活用し発信を行う。（アカウントの管理を含む）また、委託期間終了後も幅広く学生に指導ができるよう、学生のための指導マニュアルを作成する。

(イ) 学生をはじめとする若い世代をはじめ県内の幅広い世代、行政などへ取組の様子を周知するため、各イベントの様子や学生が作成した動画をまとめた取組動画を制作する。

(ウ) さらに、空き家の実態を楽しく学べる魅力的な空き家動画を提案し制作する。

【イメージ】学生をはじめとする若い世代をターゲットとし、テーマ毎（1動画5分程度×4種類など）に視聴でき、若者が理解しやすく興味をひくような動画。地域の空き家を学ぶ際に教材としても活用できる動画を想定。

イ 動画の周知

(ア) ア（イ）で制作した取組動画は、（2）の学生の報告会にて放映すること。

(イ) 制作した全ての動画を広く周知するため、SNS や WEB 広告等の配信を行う。配信期間2か月程度。広告の媒体として最も適切な媒体を選定し、随時、視聴数等を増やすための工夫をすること。

(ウ) 県が実施する広報について、広報資料の作成、提供等を指示した場合は、その指示に従うものとする。

ウ 動画の制作に係る共通事項

(ア) 制作する動画については、実写動画のほか、音楽、字幕、コンピュータグラフィック、イラスト等の使用も可とする。

(イ) 制作した動画は、委託期間終了後も動画を使用することから、制作後に動画内の人物等の映像の使用に係る費用が発生することないように留意すること。

(ウ) 動画の制作に係る次の内容は委託業務に含むものとする。

- ・資料及び素材の収集
- ・肖像権及び著作権についての必要な手続き
- ・出演者、協力者、撮影地への交渉や許可申請
- ・使用料、出演料、交通費、謝礼等の撮影に係る費用

エ 動画等の一時納品、動画広告の実施について

動画等は、広告の実施に先立ち県に納品するものとする。県のウェブページや SNS 等で配信できるよう、MPEG4 や WMV など、複数のフォーマットに変換したデータとし、必要に応じてデータの軽量化をすること。

動画の周知に当たっては、受託者は一時納品した動画を県がホームページ等に掲載したことを確認した後に実施するものとする。

(5) 業務スケジュール (予定)

時期	内容
6月～11月頃	勉強会、見学会・座談会、体験会、ワークショップ等
12月頃	報告会兼講演会
6月～3月	動画制作及び周知

(6) 成果報告書の提出について

ア 委託業務の実施報告書一式

イ 不備について

本業務終了後、受託者の瑕疵により成果品に不備が発見された場合は、県の指示に基づき、受託者の負担と責任において速やかに修正等を行うものとする。

なお、修正した場合は、前号に記載する全成果品の差し替えを行うこと。

5 著作権等について

(1) 本業務による著作権及び著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、全て県に帰属するものとし、受託者は、県の許可なく複製・公表・貸与・使用してはならないものとする。

(2) 受託者（デザイン製作者その他製作に関与した者を含む。）は、著作者人格権を行使しないものとする。

(3) 使用するデータの権利関係等の諸手続き及びそれに係る費用については、受託者で対応するものとする。

(4) 納入された成果品については、県がウェブページ等において二次使用できるものとする。

(5) 受託者は、第三者の著作権等を侵害していないことを保証するとともに、第三者との間でトラブルが発生したときは、責任を持って処理するものとする。

6 その他

(1) 本業務で取り扱う個人情報については、受託者はこの業務に従事する者に対して守秘義務を課すこと。また、この守秘義務は、業務終了後においても同様とする。

(2) 本業務の業務委託契約の仕様（契約書に添付する仕様書をいう。）は企画提案の内容を踏まえ、県と受託者とで協議の上、別に制作する。

(3) 本業務において、県が必要と認め、指示した事項については、受託者はその指示に従うものとする。

(4) 本業務履行のための人件費、旅費、通信費の一切の経費は、本業務の委託料に含まれるものとする。

(5) 本業務の遂行に際しては、委託業務の責任者を選任し、県との連絡調整を綿密に行うとともに、事業の進捗を管理し、取組状況等を県の求めに応じて報告する。